

分娩後間もない乳牛の検定方法について

牛群検定では分娩日を含めて6日目の午後から7日の朝に検定を行うことができます(検定日は7日目)。しかし、最近、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(乳等省令)の規則と混同される方がいらっしゃるので再確認しておきたいと思います。

まず、下図の例のように牛群検定と乳等省令で分娩後日数の数え方が異なるので注意が必要です。5月3日に分娩した牛も5月8日から検定を開始し、5月9日の朝の搾乳までを検定して頂いて構いません。この場合は、5月9日が検定日となります。しかし、牛群検定が出来たとしても、乳等省令の遵守が大前提ですので、5月8日に搾乳した分は出荷できません。以上が正しい検定方法になりますので、今一度ご確認ください。

なお、5月9日に実施するAT法においては、前日の搾乳立会はないので、こういった問題は生じません。

	分娩日					検定日	
	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日	夜搾乳	朝搾乳
						昼搾乳/夜搾乳	朝搾乳
月日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日	5月8日	5月9日
牛群検定による 分娩後日数	1	2	3	4	5	6	7
乳等省令による 日数	0	1	2	3	4	5	6
乳等省令による 搾乳不可	不可	不可	不可	不可	不可	不可	可